

野田阪神野外音楽ステージ ストリートミュージシャン認定要領

大阪市福島区役所

(目的)

第1条 本要領は、大阪市福島区役所（以下「福島区」という。）が、野田阪神野外音楽ステージ（別紙1参照）におけるミュージシャンのライブ活動並びに清掃活動等に一体的に取り組むことにより、野田阪神駅前を居心地の良い公共的なオープンスペースとし、もって福島区のイメージ向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定ストリートミュージシャン（以下、「認定を受けた者」という。）

野田阪神野外音楽ステージにおいてライブ演奏活動を行う者として、福島区が認定した個人又はグループの総称をいう。

(2) 認定

福島区の審査に合格し、かつ第6条に定める誓約事項を遵守することを誓約したミュージシャンであることを認証することをいう。

(ミュージシャンの認定を行う者)

第3条 ミュージシャンの認定は、大阪市福島区長（以下「福島区長」という。）が行う。

(認定申請)

第4条 認定を受けようとするミュージシャンは、福島区が指定する窓口にて、所定の書式及び関連書類を提出して申請するものとする。

(誓約事項)

第5条 認定を受けようとするミュージシャンは、次の各号に掲げる事項を遵守することとし、別紙2により誓約するものとする。

(1) 発電機・ドラムの禁止

周辺の住家・店舗及び歩行者への騒音の影響が大きい、又は大音量を発生させる器材等を使用しないこと。

(2) 音量制限の遵守

福島区が定める地点において音量を計測し、基準値（90dB）の音量制限を遵守すること。また、音量制限を超える場合は警告を行い、警告に従わない場合は、演奏を中止させる。

(3) 活動日時の厳守

演奏等の活動日時は、福島区が指定する月日及び時間を厳守すること。

(4) 歩行者通行への配慮

歩行者の通行の妨げとならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても地面に座り込んで通行を妨げないよう協力を呼びかけること。点字ブロックからは片側1m以上の幅員を確保する

こと。

(5) 原状回復の徹底

演奏等の活動終了後は原状回復を行うこと。

(6) 販売行為の禁止

野田阪神駅前は法令上道路であり、道路上で自主制作 CD、チケット等は無許可で販売する行為は、道路法及び道路交通法により禁止されているため行わないこと。

(7) その他

ア 演奏活動に伴う事故、紛争、損害等は、自己の責任において解決すること。

イ 申請時点において、法令等に違反して刑に処せられていないこと、又は処せられることが確定していないこと。過去に刑の執行を受けた場合は、執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していること。

2 福島区又はその他公共機関等が行事その他の目的で野田阪神野外音楽ステージを使用するときは、活動できないものとする。

(申請者の確認)

第6条 福島区は認定申請を受けた際、申請内容の確認のため、申請者本人であることを証明する身分証明書の提示を求めることができる。

(認定)

第7条 福島区は、第5条の申請を行い、かつ第6条の各号を遵守する旨を誓約した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を、健全な音楽活動を行うミュージシャンとして認定する。

(1) 提出された音源により、福島区が別に定める審査基準に適合すると認められる者

(2) 福島区長が認める者

2 福島区は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定を行わない。

(1) 過去に悪質な事由により認定を取り消されたことがある場合

(2) 申請書類の記載事項が事実と異なる場合

(3) 前項第1号の審査基準に適合しないと認められる場合

(認定通知書等の通知)

第8条 福島区は、前条により認定した場合は認定通知書により通知する。

2 福島区は、不認定の決定を行った場合は、不認定通知書により通知する。

(変更又は廃止の届出)

第9条 認定通知書の通知後、記載事項に変更が生じた場合、又は認定を受けた者が解散又は活動を廃止した場合は、別紙3により登録事項変更（廃止）を届出するものとする。

(認定取消し)

第10条 福島区は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定を取り消し、認定取消通知書の認定を受けた者宛てに通知する。

(1) 誓約事項に違反した場合

(2) 法令等に違反して刑に処せられ、またその執行を受けることとなった場合

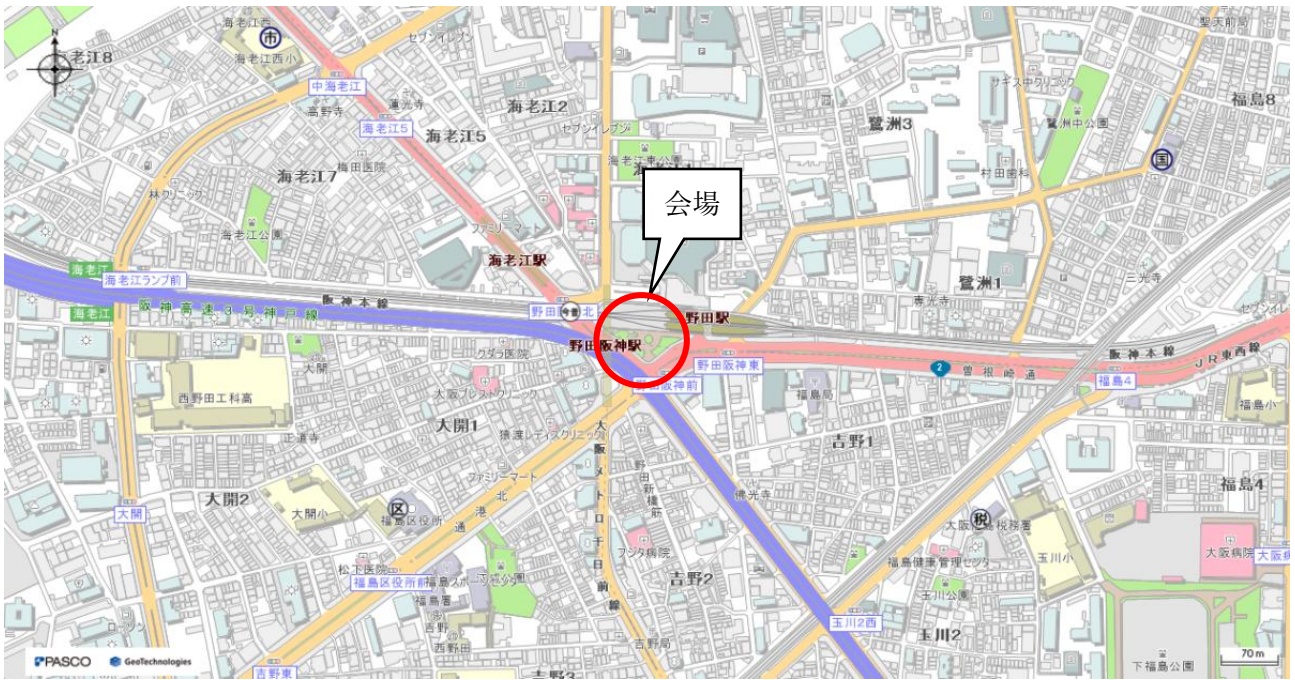
2 前項の事由により認定を取り消されたミュージシャンについては、原則として再認定を行わない。

附則

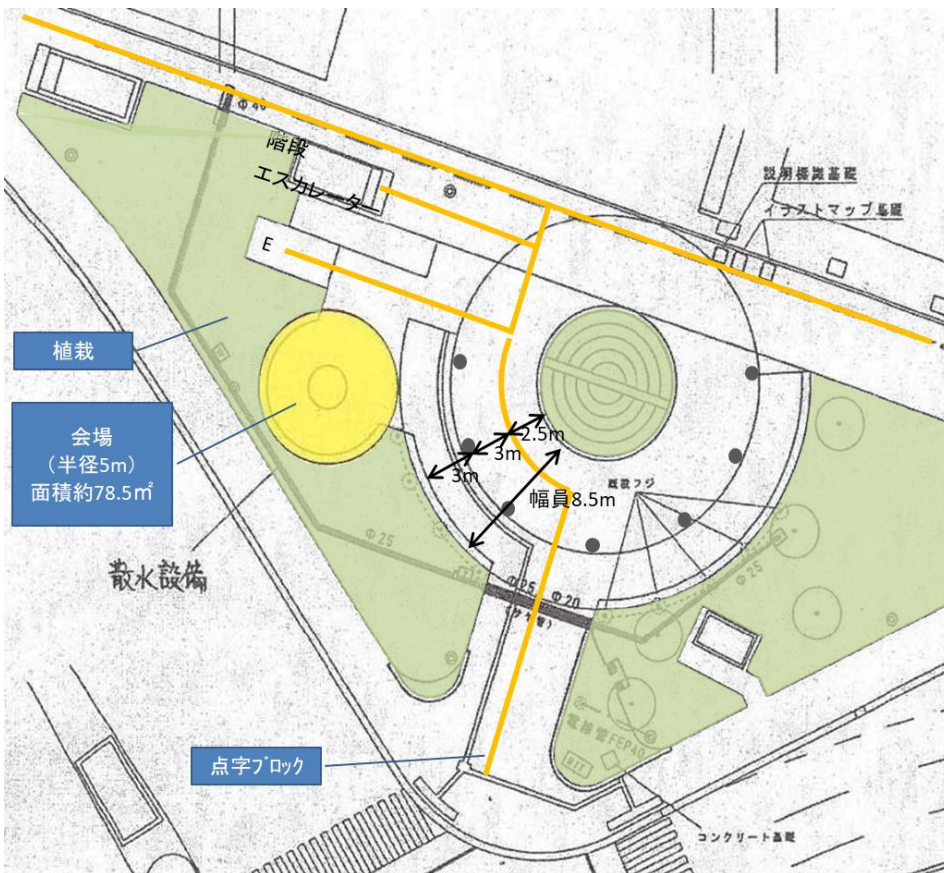
本要領は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

本要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1 会場位置図（広域）



会場位置図（詳細）



大阪市福島区役所認定ストリートミュージシャン
申請書兼誓約書

大阪市福島区長 様

大阪市福島区役所が主催する野田阪神野外音楽ステージの事業趣旨を理解し、下記の内容により申請します。

申請日 年 月 日

(フリガナ) 代表者名			
電話番号		E-mail	
書類等送付先	〒		
(フリガナ) ミュージシャン名			
メンバー構成	氏名(担当・楽器)		
	氏名(担当・楽器)		
	氏名(担当・楽器)		
	氏名(担当・楽器)		
	氏名(担当・楽器)		
ホームページ URL 等			
PR (150 文字程度) ※区役所ホームページに 掲載します。			

提出物

- 本申請書兼誓約書
- 実際のライブ映像2曲(DVD または動画サイトにアップしている場合はその URL でも可)
- 申請者(グループ)の写真(1枚)

<誓約事項>

発電機・ドラムを使用しないこと

- ・周辺の人家・店舗及び一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する器材を使用しないこと。

音量の制限を守ること

- ・大阪市福島区役所が定める地点において音量を計測し、基準値(90db)を超える場合は警告を与える。また、警告に応じない場合は、強制的に演奏を中止させる。

活動時間を守ること

- ・演奏等の活動は定められた活動時間内に行う。

歩行者通行への配慮

- ・演奏者は一般通行人や店舗利用者の邪魔にならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても地面に座り込んで通行を妨げないなど協力を呼びかけること。点字ブロックからは片側 1m 以上の幅員を確保すること。

原状回復と清掃徹底

- ・演奏等の終了後はチラシ等が散乱しないように掃除を行い、演奏場所周辺のゴミ拾いなどを行うこと。

販売行為をしない

- ・駅前広場は法律上の「道路」であり、道路上で自主制作 CD、チケット等は無許可で販売する行為は、道路法及び道路交通法で禁止されているので行わないこと。ストリートミュージシヤンの認定は、販売行為を許可するものではないこと。

その他

- ・活動中は認定証を観客及び通行人等に見えるように掲示すること。
- ・演奏活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己責任において解決すること。
- ・申請時点をもって、法律等に違反して刑に処せられていない又は処せられることが確定していないこと。また、前述の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年以上経過していること。

以上、誓約する。

メンバー自署欄

大阪市福島区役所認定ストリートミュージシャン
登録事項変更（廃止）届

福島区長 様

申出人 ミュージシャン名
氏名

福島区役所が実施する野田阪神野外音楽ステージストリートミュージシャン認定要領に基づき、次のとおり（変更・廃止）を届け出ます。

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

登録事項の変更

変更前	
変更後	

登録の廃止または変更するミュージシャン

登録ミュージシャン名	
連絡先	〒 - 電話（ - - ）

備考

--